

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に係る管理体制（検討課題3）

- 「生殖補助医療技術に関する専門委員会」報告書において提示された条件及びその具体化のための要検討事項（案） -
（第1次改訂後（平成14年12月19日版））

この資料において「胚」とは、夫婦が自己の胚移植の為に自己の精子・卵子を使用して得た胚でないことが文脈上明らかである場合を除き、「夫婦が自己の胚移植のために得た胚であって、当該夫婦が使用しないことを決定したもの」のことを言う。

1 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に係る公的管理運営機関の業務の具体的な内容

（1）情報の管理業務について

（ア）提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた夫婦の同意書の保存

（専門委員会報告書 p 33）

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、上記により得た当該妊娠していないことを確認できた人以外の人及びその夫の同意書を公的管理運営機関に提出しなければならない。

（要検討事項）

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた夫婦の同意書をどのように保存するか？

（案）精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた夫婦の同意書については、実施医療機関が5年間、公的管理運営機関が80年間それぞれ保存する。

（イ）提供者（及びその配偶者）の同意書の保存

（要検討事項）

精子・卵子・胚の提供者の同意書をどのように保存するか？

（案）精子・卵子・胚の提供者の同意書については、提供医療機関及び実施医

療機関が5年間、公的管理運営機関が80年間それぞれ保存する。

(ウ) 精子・卵子・胚の提供を受ける人に関する個人情報の保存

(要検討事項)

公的管理運営機関は、精子・卵子・胚の提供を受ける人についてどのような種類の個人情報を保存するか？

(案) 公的管理運営機関は、が保存する精子・卵子・胚の提供者に関する情報は、以下のようなものとする。

精子・卵子・胚の提供が行われた後も当該提供を受ける人と確実に連絡を取ることができるための情報、具体的には、氏名、住所、電話番号等についての情報を保存することとする。

精子・卵子・胚の提供を受ける人に関する医学的情報、具体的には、不妊検査の結果や使用した薬剤、子宮に戻した胚の数及び形態など

当該提供によって子が生まれた場合、当該上記情報の保存期間は80年とする。

(エ) 精子・卵子・胚の提供者に関する個人情報の保存

(専門委員会報告書 p 4 1)

公的管理運営機関は、上記により提出された個人情報を、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の要請に応じて開示するために必要な一定の期間保存しなければならない。

(要検討事項)

公的管理運営機関は、精子・卵子・胚の提供者についてどのような種類の個人情報を保存するか？

(案) 公的管理運営機関は、が保存する精子・卵子・胚の提供者に関する情報は、以下のようなものとする。

精子・卵子・胚の提供が行われた後も当該提供者と確実に連絡を取ることができるための情報、具体的には、氏名、住所、電話番号等についての情報を保存することとする。

~~また、精子・卵子・胚の提供により生まれる子が出自を知る権利を行使するための情報を保存することとする。~~

(具体的な内容は、検討課題 1 のふた回り目の検討の際に併せて検討してはどうか)

精子・卵子・胚の提供者に関する医学的な情報、具体的には、血液型、精子・卵子・胚に関する数・形態及び機能等の検査結果、感染症の検査結果、遺伝性疾患のチェック(問診)の結果 など

当該提供によって子が生まれた場合、当該上記情報の保存期間は 80 年とする。

(検討課題 1 第 10 次改訂資料 p 21)

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利として、生まれた子が知ることができる提供者の個人情報の範囲をどのように設定するか？

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利を認める。

出自を知る権利の範囲としては、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子が開示を希望する場合、当該生まれた子に対して、

(案 1) 精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報のうち、当該提供した人が当該生まれた子に開示することを承認した範囲内の個人情報(当該提供した人を特定できる個人情報を含む)を開示する。

(案 2) 当該提供した人を特定できる個人情報を開示する。

(オ) 精子・卵子・胚の提供により生まれた子に関する個人情報の保存

(要検討事項)

公的管理運営機関は、精子・卵子・胚の提供により生まれた子についてどのような種類の個人情報を保存するか？

(案) 公的管理運営機関は、が保存する精子・卵子・胚の提供者に関する情報は、以下のようなものとする。

~~精子・卵子・胚の提供により生まれた子を同定できる情報を保存することとする。~~